

Q&A 集 雪国よこて安全安心住宅普及促進事業

令和8年4月改訂
横手市建設部建築住宅課

目次

1. 手続きについて	… P.2
2. 補助対象者について	… P.3
3. 補助対象住宅について	… P.4
4. 工事施工者について	… P.4
5. 対象工事について	… P.5
5-1 雪対策	… P.5
5-2 バリアフリー	… P.7
5-3 省エネ・断熱化	… P.8
5-4 防災・減災	… P.10
重複施工の加算可否	… P.11



1 手続きについて

Q1-1 申請窓口はどこですか？
横手市建設部建築住宅課(秋田県平鹿地域振興局庁舎 2 階)です。
Q1-2 申請者と設計者、施工業者の誰が申請に行けばいいですか？
原則、申請者が申請することとしております。手続きを委任する場合は施工業者に代行していただいても構いません。
Q1-3 交付決定前に工事着手をしたいのですが？
交付決定前の工事着手は認められません。交付決定日以降に着手してください。申請後に現地を確認する場合があります。
Q1-4 納税証明書は必要ですか？
市税台帳の閲覧についての同意書を提出することで省略できます。
Q1-5 過去に(平成 21~令和 7 年度)リフォーム補助金を利用しましたが、今回の補助事業も申請できますか？
令和 7 年度以前に補助の交付決定を受けた方でも再度申請可能です。
Q1-6 工事途中で工事内容(補助金額に影響のあるもの)に変更・追加が生じた場合、どのような手続きが必要ですか？
施工途中で工事内容の変更が見込まれ、補助金交付決定通知書に記載の交付決定額に変更が生じる場合は、変更申請の手続きが必要になります。変更・追加工事の着手前にご相談ください。
Q1-7 対象工事に変更はありませんが、総工事費が変更となりました。変更申請は必要ですか？
契約金額の 15%か 20 万円の小さいほうを補助上限とするため、契約金額の変更に伴い、交付決定額が変わる場合は変更申請が必要です。 交付決定額に変更がない場合、変更内容の確認のため、完了実績報告時に変更後の補助金額算定シート、契約書の写し及び見積書を添付してください。
Q1-8 完了実績報告の際に領収書の写しが必要とありますが、支払いが済んでいません(一部未払いを含む)。完了実績報告書の提出はできますか？
できません。請負者に工事代金を全額支払ったうえで、その領収書の写しを添え、完了実績報告を行ってください。
Q1-9 申請者が連名で工事契約し、支払も複数名となる場合は対象になりますか？
対象になりますが、申請者は代表して1名となります。 ただし、原則、1 建物につき、1 回の申請となりますので、今年度は夫が申請者、来年度は別工事を妻が申請者として計2回申請する、というようなことはできません。
Q1-10 完了実績報告において、対象工事の確認方法はどのように行いますか？
実績報告に添付の施工中の写真と使用した製品の出荷証明書等で工事の実施状況を確認します。なお、写真等に不足があり、その他の資料で工事の実施状況が確認できない場合は職員が現地にて写真を撮影させていただく場合があります。

Q1-11 完了実績報告において、特に注意して写真を撮るべきか所を教えてください。
特に審査するうえで重要になるのは主に以下の写真です。 雪対策 ・屋根勾配をスケール等を用いて勾配がわかるように確認している写真 ・軒折れ防止の場合は既存の垂木の写真と新設・交換する垂木の写真、垂木の寸法の写真 バリアフリー化 ・段差解消状況をスケールを当てて確認している写真 ・車いす対応商品の品番の写真 省エネ・断熱化 ・高断熱浴槽、トイレ、断熱材、窓や玄関戸の品番シールの写真 その他 ・各工事共通で各種機器の品番写真
Q1-12 補助金はいつ頃振り込まれますか？
補助の確定通知書が送付されますが、その到着後 2 週間を目途に届出の口座にお振込みします。お振込み(予定)日は、確定通知書に同封しお知らせします。
Q1-13 秋田県の住宅リフォーム補助と併用できますか？
秋田県の住宅リフォーム補助金との併用は可能です。
Q1-14 横手市の他課で実施している補助金等を利用する場合は、併用できますか？
他課で実施している補助金等との併用はできません。ただし、対象工事の内容が重複しない部分は対象になります。
Q1-15 他の国庫補助事業と併用できますか？
併用できません。

2 補助対象者について

Q2-1 親族(親子・配偶者)所有の住宅を自分が改修する場合、申請者になれますか？
同居の親族(親子、配偶者)は申請者要件に適合します。なお、続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)が必要になる場合があります。
Q2-2 親族(親子)が居住かつ所有する住宅をその親族と別居している自分が改修する場合、申請者になれますか？
所有者及び申請者のいずれも横手市民である場合は申請者になることができます。なお、続柄が確認できる書類(戸籍謄本等)が必要になる場合があります。
Q2-3 現在横手市外に住んでいます。親族(親子・配偶者)所有の住宅を改修し、改修後にその住宅に転居する場合、申請者になれますか？
市外からの移住の場合、住宅の所有者は自身の他、親子であっても申請者になることができます。なお、完了実績報告の際に転居した証明として住民票の添付が必要になります。
Q2-4 申請者または世帯員が市税を滞納している場合でも申請できますか？
できません。滞納が解消されることにより申請できます。

Q2-5 市内の空き家を改修し転居する場合、その改修工事は対象になりますか？

申請時に売買契約書等で所有者を確認し、完了実績報告時に住民票で転入の事実を確認します。なお、県外からの転入は一定要件のもと、他の制度が対象になる場合がありますので、事前にお問い合わせください。

3 補助対象住宅について

Q3-1 新築してすぐの住宅は対象になりますか？

新築住宅が建った日(検査済証の交付日)から1年を経過している住宅の改修工事を対象としております。なお、検査済証の写しが必要になる場合があります。

Q3-2 店舗・事務所等の併用住宅は補助対象の住宅になりますか？

住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の1/2以上であれば対象になります。また、対象となるのは住宅部分のみとし、店舗・事務所等部分の工事は対象になりません。

Q3-3 別荘などのセカンドハウスは対象になりますか？

対象になりません。

Q3-4 アパートなどの借家は対象になりますか？

対象になりません。

Q3-5 アパートなどの貸家を所有していますが、対象になりますか？

対象になりません。ただし、アパートなどの貸家に所有者が住んでいる場合は、その居住部分(アパートの一室の専有部分)や複数棟の貸家のうち一棟は、持家と同じ扱いとして対象になります。

Q3-6 住宅以外の物置や車庫は対象になりますか？

住宅と同一敷地内の別棟や付属棟も対象になります。ただし、道路を挟んでいる場合などは対象になりません。

Q3-7 住宅と同一敷地内の作業小屋は対象になりますか？

営利を目的とする作業小屋は対象になりません。

Q3-8 法人所有の建物は補助対象になりますか？

法人・団体等の建物は対象になりません。個人所有の住宅等が対象になります。

Q3-9 住宅の所有者が親の兄弟ですが申請できますか？

対象住宅とは認められないため申請できません。

4 工事施工者について

Q4-1 市外の業者に工事をお願いする予定なのですが対象になりますか？

対象になりません。市内業者と契約した工事が対象となります。

Q4-2 申請者自ら施工するなど、工事請負契約書等が存在しない場合は申請可能ですか？

申請者自らが施工する場合の他、申請者の親子や配偶者など申請者になり得る方が施工する場合も対象になりません。

Q4-3 市内の個人の大工さんと工事契約した場合も対象になりますか？

対象になります。

5 対象工事について

Q5-1 対象になる改修工事の内容はどのような工事ですか？

雪対策、バリアフリー、省エネ・断熱性向上、防災・減災対策の各項目に該当する工事として、補助金要綱別表に記載している工事が対象になります。事前に建築住宅課窓口等でご確認をお願いします。

Q5-2 工事の契約が複数ある場合は、補助の対象工事費はどのように算定しますか？

契約の数に関係なく、複数ある対象の工事を合算した額を対象工事費とします。

Q5-3 新築工事の場合は対象になりますか？

既存住宅の機能又は性能の向上を目的としているため、対象になりません。

Q5-4 増改築工事の場合は対象になりますか？

工事後の延べ面積が既存住宅全体の延べ面積の2倍を超える増改築工事は、対象になりません。工事の補助対象部分については、事前に建築住宅課窓口等でご確認をお願いします。増改築等の工事で建築確認申請が必要な場合は、補助金申請の際に確認済証の写し、完了実績報告の際に検査済証の写しを添付していただきます。建築確認申請が必要な工事であるかは、事前に自宅の図面等を準備の上、建築住宅課までご相談ください。

Q5-5 同じ部屋で複数の工事を行う場合はどのように補助金を算定すればよいですか？

同一の室において施工の重複する工事を加算することはできません。

例)

・同一の床を、段差解消のために改修しつつ、床断熱を施す工事の場合、両者を合算することはできません。

・節水型便器の設置工事と床断熱改修、外壁改修工事は施工が重複しないと考えられるため合算できます。

その他、加算の可否は別にまとめておりますのでそちらをご参照ください。

5-1 対象工事について(雪対策)

Q5-1-1 融雪設備の設置はカーポートの床部分も対象となりますか？

壁などが無く、十分に外気に開放されている場合は、対象になります。

Q5-1-2 散水式融雪設備の設置工事において、井戸掘りや散水用の移動可能な配管、ホースは補助の対象になりますか？

井戸掘り及び容易に取り外しや移動ができないように金物で固定された配管を設置する工事は対象になります。ホース購入のみは補助の対象になりません。

Q5-1-3 融雪設備の更新工事(ボイラーの更新、不凍液の入れ替え)をしたいのですが対象になりますか？

融雪設備の新規設置工事及び全交換、増設工事が対象になります。ボイラー更新等の工事は、メンテナンスや維持管理であるとの解釈から対象になりません。
Q5-1-4 玄関先のスロープに設置する融雪装置は対象になりますか？
スロープに設置する場合であっても対象になります。
Q5-1-5 2階を減築し、屋根勾配を変更(1寸勾配以下又は4寸勾配以上)する場合、対象になりますか？
対象になります。工事の内容や規模によって、建築確認申請が必要となる場合があります。事前に、ご相談ください。
Q5-1-6 現状の屋根が4寸勾配以上ですが、さらに勾配をつけたいと考えています。対象になりますか？
すでに落雪型の屋根になっていると考えられるため、対象になりません。この例と同様に、現状が1寸勾配以下の屋根の勾配をさらに小さくする工事も対象になりません。
Q5-1-7 屋根融雪の面積はどのように算定すればよいですか？
水平投影面積(勾配を考慮しない、屋根を真上から見た面積)としてください。
Q5-1-8 屋根の葺き替えは対象になりますか？
屋根形状の変更(自然落雪型または無落雪型)、軒先補強に伴う屋根葺工事は対象になります。また、工事の内容や規模によって、建築確認申請が必要となる場合があります。事前に、ご相談ください。
Q5-1-9 屋根、外壁の塗り替えは対象になりますか？
メンテナンスや維持管理であるとの解釈から対象になりません。
Q5-1-10 雪止め金具の新設、交換は対象になりますか？
対象になります。
Q5-1-11 落雪防止柵や防雪フェンスは対象になりますか？
対象になります。ただし、落雪等により破損、倒壊の恐れがある場合は、対象になりません。事前に参考となる図面や写真を準備してご相談ください。
Q5-1-12 はしごの設置は対象になりますか？
雪下ろし作業の安全を確保するために行う固定式はしご、はしご脱落防止金具、安全带取付装置、これらに類するものの設置は対象になります。(ただし、容易に取り外しができるはしごは対象外です。)
Q5-1-13 対象となる風除室の仕様を教えてください。
10㎡以下で、構造材は容易に腐朽しない鋼製または基礎を有する木材とし、面材は容易に破損しないものとします。なお、タキロン等は対象外です。また、準防火地域にあっては増築する風除室の面積に関係なく建築確認申請が必要です。
Q5-1-14 雪囲いは対象になりますか？
対象になりません。

Q5-1-15 雪害で、軒折れの現状復旧は対象になりますか？
現状復旧は対象になりません。今後軒折れが起こらないように補強する工事が補助の対象になります。
Q5-1-16 軒折れが心配な部分(軒の中央部分)のみ補強を行います。補助対象になりますか？
対象になりません。少なくとも屋根の一面において軒の全長にわたる工事が対象となります。
Q5-1-17 軒先の勾配変更は対象になりますか？
軒先のみ勾配変更は対象になりません。
Q5-1-18 雪割りの設置のみの工事でも対象になりますか？
対象になります。

5-2 対象工事について(バリアフリー)

Q5-2-1 床の段差解消の基準はありますか？
県のバリアフリー条例に基づき 10mm 以上の段差を 10mm 未満にする工事を段差解消工事とします。
Q5-2-2 ユニットバスにしたいのですが対象になりますか？
令和 8 年度よりユニットバスによる段差解消は対象外としております。ユニットバスの設置は高断熱浴槽とする場合に省エネ改修工事として補助対象となります。
Q5-2-3 開き戸から引込戸への交換工事は対象になりますか？
現状が開き戸の場合で、間取りの変更を行わずに引き戸や折れ戸へ交換する工事が対象になります。
Q5-2-4 開きやすい戸への交換をする際に、間取りの変更を伴わないとありますが、どのような場合は補助対象と認められますか？
部屋の位置がそのまま、戸の位置が変わるもの、室面積が大きく増加しない程度に間仕切り壁をずらし、戸を設けるものなどが対象と認められます。平面的に大規模にリフォームし、部屋の位置が変わるような場合は対象としません。
Q5-2-5 現状段差のある部屋と廊下をどちらも床改修して同じ高さに揃えて段差解消する場合は2部屋とみて算定してよいですか？
1部屋で算定してください。
Q5-2-6 車いす対応のキッチン等を設置する工事を行いますが、補助対象となるためには現状車いすを使用していることが条件になるでしょうか？
車いす対応の設備を設置する工事の場合、現状車いす使用者である必要はありません。
Q5-2-7 部屋の床を框に合わせて上げるが、その先の廊下と框の段差は残ったままとなる場合は補助対象になりますか？
段差が残るため補助対象にはなりません。
Q5-2-8 框の撤去により段差を改修する工事は対象になりますか？
補助対象にはなりません。

Q5-2-9 玄関前に RC 造等のスロープを築造して段差を改修する工事は対象になりますか？

補助対象にはなりません。

5-3 対象工事について(省エネ・断熱化)

Q5-3-1 掃き出し窓を腰壁有りの窓にする場合は対象になりますか？

対象になります。サッシの形状は問いません。

Q5-3-2 補助金額算定において、窓面積はどこを測ればよいですか？

カタログ等の呼称寸法を参考にサッシ寸法で算定してください。

算定例

呼称寸法 06907⇒730mm×770mm=0.5621 m²

呼称寸法 16509⇒1650mm×970mm=1.6005 m²

Q5-3-3 窓のガラスの交換は対象になりますか？

対象になります。

Q5-3-4 窓改修の場合、既存の窓がどのような性能のものであっても対象となりますか。また内窓がすでに設置されている場合でもその交換は対象となりますか？

既存がどのような性能のものであっても構いませんが、開口面積が大きくなる場合は対象外となります。また、内窓がすでに設置されている場合でもその交換は対象とします。

Q5-3-5 増築を伴う工事の場合、増築した部分に充填する断熱材は補助対象になりますか？

増築した部分に設ける断熱材については補助の対象外とします。なお、同一の部屋で増築した部分でない部分の面積については補助の対象とします。

Q5-3-6 断熱化改修の対象となる範囲はどこですか？

外部に面する外壁等の部分です。

・1階の天井断熱はその上に2階がある部分については対象としません。

・ビルトインガレージ等の外部と同等の環境と考えられる部分に面する間仕切り壁は対象としています。

・基礎に断熱材を貼り付ける断熱化は対象としておりません。

Q5-3-7 断熱材の交換は対象となりますか？

既存の外壁等内に断熱材が充填されている場合であっても、新規に充填する断熱材が補助対象条件に合えば対象となります。天井の場合は既存断熱材の上に敷きこむ場合でも対象とします。

Q5-3-8 断熱材の面積は外壁等の面積で算定すればよいですか。それとも購入する断熱材の面積分で算定してよいですか？

開口部を除いた、断熱材が施工される外壁等の面積で算定してください。

Q5-3-9 建物の一部のみ断熱材を設置する工事は対象になりますか？

断熱改修を行う部屋の外部に面する部分の少なくとも一面全体を断熱化する場合にその面を補助算定の対象とします。

Q5-3-10 現在、使用しているサッシのガラスを断熱ペアガラスに交換する場合は対象になりますか？
建築物省エネ法において戸建て住宅に求められる「仕様基準」の熱貫流率以下のものを設置する工事が補助の対象となります。具体的には熱貫流率 $2.3\text{W}/\text{m}^2\cdot\text{K}$ 以下のものが対象になります。なお、内窓設置の場合は基準はありません。
Q5-3-11 高断熱浴槽(ユニットバス)の増設及び新設は対象になりますか？
対象になりません。既存の浴室を改修する場合のみ対象になります。
Q5-3-12 断熱改修工事において日常使う部屋と使わない部屋の間仕切壁(内壁)に断熱をして区画したい場合は対象になりますか？
対象になりません。ただし、居室と半屋外(車庫等)の内壁は対象となる場合がありますので、事前にお問い合わせください。
Q5-3-13 断熱サッシの増設(新規設置)は対象になりますか？
開口部は、壁に比べ断熱性能が劣るため、サッシの増設は対象になりません。また、同じ理由で、同一の開口部でも窓面積が大きくなる改修は対象になりません。
Q5-3-14 吹付する断熱改修工事は対象になりますか？
製品性能、施工の厚さなど、一定基準以上の断熱性能が証明できれば対象になります。なお、完了報告で施工厚さがわかる写真や施工の証明書等を添付していただきます。
Q5-3-15 LED 照明の設置は対象になりますか？
電気工事を伴って照明を更新等する工事が対象になります。なお、LED 照明の電球交換のみ行うものは、対象になりません。
Q5-3-16 LED 照明の交換に関して、数量は部屋単位で計上することになっていますが、例えばLDKが一体の部屋になっている場合はどのように計上すればよいですか？
例えば、リビングダイニングを一体に照らすようにシーリングライトやダウンライト等(リビング部分、ダイニング部分を別に点灯させられない場合に限る)を設ける場合は1部屋とみなし、リビング用、ダイニング用にそれぞれ照明を交換し別に点灯させられる場合は2部屋とみなします。
Q5-3-17 高効率給湯器(エコ給湯)設置は対象になりますか？
対象になりません。
Q5-3-18 節水型衛生器具は対象になりますか？
非水洗型または非節水型大便器を“節水型の大便器”に更新する工事は対象になります。ただし、小便器の更新や小便器を大便器に交換する工事は対象になりません。
Q5-3-19 オール電化やIH式調理器の設置は対象になりますか？
対象になりません。
Q5-3-20 ガス器具の更新は対象になりますか？
対象になりません。
Q5-3-21 節水型大便器の増設工事は対象になりますか？
器具の増設は結果としてエネルギー消費量が増えるため、増設は対象になりません。

Q5-3-22 増築した部分に節水型大便器を設け、既存の大便器を撤去した場合は対象となりますか？

交換とみなし、対象となります。

5-4 対象工事について(防災・減災)

Q5-4-1 横手市では、耐震シェルター等設置費の一部補助を行っているとのことですが、耐震シェルターについて教えてください。

耐震シェルターは、地震で住宅が倒壊しても一定の空間を確保することができ、倒壊の危険を防ぐための装置です。住みながらの工事が可能とされており、耐震改修工事に比べて短期間かつ安価での設置が可能です。ご検討されている場合は、お問い合わせください。

Q5-4-2 ブロック塀が古くなり、地震で倒壊の不安があるため撤去しようと思うのですが、補助の対象になりますか？

住宅敷地内のブロック塀等で、市が撤去を要すると認める箇所は対象となります。

Q5-4-3 補助対象となるブロック塀“等”とは、どのようなものがありますか？

コンクリートブロックの他、レンガ、石等の組積造の塀も対象となります。ただし、擁壁は対象になりません。

Q5-4-4 ブロック塀等の高さが低くても対象になりますか？また、擁壁の上のブロック塀等は対象になりますか？

80 cmを基準とします。倒壊し、胸部が強く圧迫された場合、その衝撃や窒息から生命に重大な影響を及ぼす恐れがあり、小学校1年生(6~7歳)の胸部の平均高さは80 cm、また建築基準法上の道路の最小幅員は原則4mとされており、この過半を閉塞する塀の高さは80 cm超と考えられているためです。なお、擁壁の上のブロック塀等もこの高さを超える場合は、対象に含みます。

Q5-4-5 門柱の撤去も補助対象になりますか？

補助の対象となるブロック塀等と一体とみなされる場合は対象となります。ただし、組積造ではない石柱や鉄筋コンクリート造の場合は対象にならない場合があります。

Q5-4-6 すでに取り壊したブロック塀等は対象になりますか？

すでに工事が完了している場合は対象になりません。補助金の交付決定通知を受けてから着手をお願いします。

Q5-4-7 道路等に面していない場合でも対象になりますか？

対象となります。

同一の室等における工事の重複の例

No.	同一の室等における工事		加算可否
1	省 床の断熱材充填	バ 床の段差解消	×
2	雪 軒先補強	雪 屋根融雪	×
3	雪 軒先補強	省 屋根断熱	○
4	バ 段差解消	バ 開きやすい戸への交換	○
5	省 節水型便器の設置	省 トイレの外壁断熱	○
6	省 節水型便器の設置	省 トイレの床断熱	○
7	省 天井断熱	省 LED照明の設置	○
8	省 外壁断熱	省 断熱サッシ、内窓設置	○
9	バ 車いす対応キッチン(洗面台)の設置	省 台所(洗面所)の外壁断熱	○
10	バ 車いす対応キッチン(洗面台)の設置	省 台所(洗面所)の床断熱	○
11	省 外壁断熱	バ 手すりの設置	○
12	雪 雪止め金具の設置	雪 安全带取付装置の設置	○
13	雪 雪止め金具の設置	雪 軒先補強	○
14	雪 風除室の設置	省 断熱ドアの設置	○

凡例

雪 : 雪対策
 バ : バリアフリー
 省 : 省エネ・断熱
 防 : 防災・減災

上記で○のものであっても施工内容によっては加算できない場合がありますのでご相談ください。

上記のほか、重複していると考えられるものについては個別に協議し、可否を決定します。